

第24期 第24回

定例農業委員会総会

議 事 録

令和4年6月29日

伊予市農業委員会

第 2 4 期

第 2 4 回定例農業委員会総会議事録

令和 4 年 6 月 2 9 日（水）午後 1 時 3 0 分から、伊予市役所において第 2 4 回定例農業委員会総会を開催する。

出席者

農業委員会委員	1 8 名
農地利用最適化推進委員	7 名
事務局	局長
	次長
	係長
	係長

議事日程

第 1	議案第 116 号	農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について	11 件
	議案第 117 号	農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について	1 件
	議案第 118 号	非農地証明願いについて	2 件
	議案第 119 号	伊予市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について	7 件
第 2	報告第 42 号	農地法第 4 条の規定に基づく届出について	1 件
	報告第 43 号	農地法第 5 条の規定に基づく届出について	3 件

事務局

それでは皆様ご起立をお願い致します。只今より第24回伊予市農業委員会総会を開催いたします。一同ご起立ください。

<一同、礼>

御着席下さい。

本日の開催にあたり、議席番号17番 ●●委員より欠席のご連絡がございましたのでご報告させていただきます。

それでは、開会にあたりまして藤岡会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

議 事

議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思います。14番●●委員、15番●●委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

議案第116号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について

農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。番号1、2については関連性がございますので、一括で事務局の説明をお願いします。

事務局

1番（●●委員）

譲渡人	上吾川	●●	さん
譲受人	松山市	●●	さん
申請地	上吾川●●	田 ●●	m ²
申請理由	(譲受人)	新規就農	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	売買による	所有権移転	

2番（●●委員）

貸出人	宮下	●●	さん
借受人	松山市	●●	さん
申請地	宮下●●	畑 ●●	m ²
	他●●筆	計●●	m ²

申請理由 (借受人) 経営規模拡大
(貸出人) 農地管理困難

権利の種類 売買による所有権移転

譲受人は新規就農者になりますので、本人から提出された営農計画書を本日お配りしています。議案説明書の3ページと4ページに掲載しています。この計画書の概要は、議案1番の上吾川の農地では隣接する宅地も合わせて購入し、季節野菜や多肉植物を栽培する計画で、議案番号2番の宮下の農地では、栗と、せとかを栽培する計画になっています。退職後の就農です。一定の年金収入があるため、農業のみで生計を立てるような計画ではなく、副収入として営農計画のようです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

議長

それでは、番号1、番号2について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

相続によって農地を譲り受けた譲渡人のご家族は、農業の経験がなく困惑していたところ、今回の譲受人との話がまとまったもの。譲受人は会社経営をされていたが、後進に道を譲り、多肉植物や野菜などをインターネットや産直市で販売したいとのことで、農地取得となった。人柄も良く、問題もないと思いますので、よろしくご審議願います。

●●委員

事務局説明の内容で問題ありません。譲受人も意欲的であり、特に問題はないと思います。

議長

本日、譲受人である●●さんがいらっしゃっておりますので、営農計画書に基づいて、今後の方針等について、●●さんからお話いただきたいと思います。●●さん、よろしくお願います。

●●さん

※●●さん、営農計画及び方針等についての説明

議長

●●さんに対して御質疑がございましたら、お願いします。

(質疑)

議長

ありがとうございます。それでは番号1、番号2につきまして、あらためて委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号1、番号2について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号1、番号2について承認いたします。
続いて、番号3につきまして、事務局の説明をお願いします。

3番 (●●委員)

譲渡人	松山市	●●
譲受人	米湊	●●
申請地	中山町●●	畑 ●●m ²
	同じく●●	畑 ●●m ²
	同じく●●	畑 ●●m ²
譲受人の耕作面積	●●m ²	
申請理由	(譲受人) 経営規模拡大	
	(譲渡人) 農作業従事・農地管理困難	
権利の種類	売買による所有権移転	

譲受人の経営状況は、議案説明書のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

議長

それでは、番号3について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

譲受人、譲渡人ともに佐礼谷出身の方で、●●さんは教職を退職後に農業に従事したいとの希望があったものの、なかなか困難であるということから、地元で営農をされている●●さんに譲り渡すことで話がまとまったようです。

議長

ありがとうございます。それでは番号3につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号3について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号3について承認いたします。
続いて、番号4につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

4番 (●●委員)

譲渡人	宮下	●●
譲受人	松山市	●●
申請地	宮下●●	田 ●●m ²
	他●●筆	計●●m ²
譲受人の耕作面積	●●m ²	
申請理由	(譲受人) 経営規模拡大	
	(譲渡人) 農地管理困難	
権利の種類	10年間の賃借権設定	

譲受人の経営状況は、議案説明書のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

議長

それでは、番号4について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

説明いただいたとおりでございます。譲受人の●●さんは市外の方ですが、南伊予農協の

営農部会にも参加していただいております、特に問題ないと思います。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長

ありがとうございます。それでは番号4につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号4について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号4について承認いたします。
続いて、番号5、6、7について、事務局の説明をお願いします。

事務局

議案番号5番につきましては取下願いが提出されましたので、本日の議案から削除願います。

6番 (●●委員)

譲渡人	下三谷	●●	
譲受人	下三谷	●●	
申請地	下三谷●●	田	●●m ²
	他●●筆	計●●m ²	

6番の申請地には登記地目、墓地が含まれていますが、無縁仏の墓石が2つあるだけで周辺地番と一体的に農地として利用していることから、今回登記も畑に変更したいとのことで申請に含まれています。

7番 (●●委員)

譲渡人	下三谷	●●	
譲受人	下三谷	●●	
申請地	下三谷●●	田	●●m ²
	下三谷●●	田	●●m ²

譲受人の耕作面積 ●●m²
申請理由 (譲受人) 経営規模拡大
 (譲渡人) 農作業従事・農地管理困難
権利の種類 売買による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

議長

それでは、番号6、番号7について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

譲渡人はいずれも、将来、耕作ができないとのことで、今回の売買をよろこんでおられます。譲受人は会社の農業部門の責任者ということで、梅を栽培した上で和歌山県のメーカーと契約し送る予定とのことです。問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございます。それでは番号6、番号7につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号6、番号7について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号6、番号7について承認いたします。
続いて、番号8、番号9につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

8番 (●●委員)

譲渡人 本郡 ●●

譲受人 稲荷 ●●
申請地 本郡●● 田 ●●m²
同じく●● 田 ●●m²

9番 (●●委員)

譲渡人 灘町 ●●
譲受人 稲荷 ●●
申請地 本郡●● 田 ●●m²

譲受人の耕作面積 ●●m²
申請理由 (譲受人) 農業経営の安定化
(譲渡人) 農地管理困難

権利の種類 売買による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

議長

それでは、番号8、番号9について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

井上推進委員

いずれも農地管理困難であることから、譲受人である●●さんに相談したところ、売買の話がまとまったものです。ご審議の程、よろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。それでは番号8、番号9につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号8、番号9について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号8、番号9について承認いたします。
続いて、番号10につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

10番 (●●委員)

譲渡人	三島町	●●	さん
譲受人	大洲市	●●	さん
申請地	市場●●	畑 ●●m ²	

譲受人の耕作面積	●●m ²
申請理由	(譲受人) 経営規模拡大 (譲渡人) 農地管理困難

権利の種類 売買による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

議長

それでは、番号10について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

農家住宅の前の庭のような場所に農地があったものを、不動産業者が宅地と農地を分割して宅地部分のみ売却したため、農地としての売買が困難であったものを、今回、苦勞して譲受人を探し、売買となったものです。ご審議の程よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。それでは番号10につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号10について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号10について承認いたします。
続いて、番号11につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

11番(●●委員)

譲渡人	双海町上灘	●●	さん
譲受人	双海町上灘	●●	さん
申請地	双海町上灘●●	田	●●m ²

譲受人の耕作面積 ●●m²

申請理由 (譲受人) 経営規模拡大
(譲渡人) 農地管理困難

権利の種類 売買による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

議長

それでは、番号11について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

譲受人の●●さんは、この地で稲作を長年続け、野菜栽培など含め、手広く営農されており、特に問題ありません。

議長

ありがとうございます。それでは番号11につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いうでしたら、番号11について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号 11 について承認いたします。

議案第 117 号 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について

農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可申請について、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。事務局の説明をお願いします。

事務局

譲渡人 松山市別府町^{べふちょう} ●●さん。土地の所在地は、伊予市上三谷●●他●●筆 地目は田、登記面積は合計●●㎡ 転用目的は農業用倉庫、乾燥・脱穀・くず米選別庫及び米穀貯蔵庫で、転用面積は同じく●●㎡です。なお、転用面積の小数点以下の数値は、今回の開発に伴う測量の成果であり、転用する土地の所在地に差異はございません。

議案説明書は 5 ページをご覧ください。

また、申請地の状況は前方スクリーンでご確認ください。

今回の転用申請に至った理由でございますが、譲受人である●●さんは、食品加工販売・配送（米の精米・小売）中心に業績を伸ばしており、平成 30 年からは農産物の生産・加工・貯蔵・作業受託等に業務を拡張しておりますが、今回、事業拡張のための農業用倉庫、乾燥・脱穀・くず米選別庫、米穀貯蔵庫の建築のため転用申請に至ったものです。

申請地は上三谷に位置し、農振農用地における農業用施設として用途区分変更済で、10ha 未満の農地の広がりがない第 2 種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが確実であり、周辺農地の営農条件等に支障を及ぼすおそれがないと考えられます。

以上でございます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

それでは、議案第 117 号について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

譲渡人は市外在住で耕作が困難とのことで、譲受人である●●さんにより農業用施設を建設するものです。場所は伊予川内線から JR 貨物基地へ向かう道沿いにあります。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。議案第 117 号につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、議案第 117 号について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。議案第 117 号について承認いたします。

議案第 118 号 非農地証明願について

議案第 118 号 農地以外の目的に供する土地に係る農地法の適用を受けない旨の判断について、次のとおり農業委員会の承認を求めます。

番号 1 について、事務局の説明を求めます。

事務局

番号 1 申出人・土地所有者は、中山町中山 ●● (●●歳)、土地の所在地は中山町中山 ●●他●●筆、地目は畑、登記面積は合計●●㎡、非農地への転用です。

議案説明書は 6 ページ上段をご覧ください。また、申請地の状況は前方スクリーンでご確認ください。

今回の手続きに至った理由でございますが、前所有者であった申出人の母親が平成 10 年頃に植林したものの、同年 5 月に急性リウマチにより要介護状態となり、その後令和 4 年 1 月に死去し、申出人が相続したところ、当該土地が農地であることを初めて知ることとなり、当該手続きに至ったものであります。

現況は、申請地の大部分が急傾斜地で高木が繁茂している状況であり、経過年数を踏まえ、非農地との判断はやむを得ないものと考えられます。

以上でございます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

それでは、番号 1 について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

議案説明書のとおりでございます。点在しており、全て山間にあり、災害発生により農道が通れないこともあり、写真にて確認いたしました。申出人も病気を患い、今後も農地と

して活用することは無理であるとのことで非農地でお願いしたいとのことです。ご審議の程よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。番号1につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号1について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号1について承認いたします。
続いて番号2について、事務局の説明をお願いします。

事務局

番号2 申出人・土地所有者は、中山町出渕 ●●さん(●●歳)、土地の所在地は中山町出渕●●、地目は畑、登記面積は合計●●㎡、非農地への転用です。

議案説明書は同じく6ページ下段となります。ここで訂正です。下段の番号が1とありますが、2となりますので修正をお願いいたします。申請地の状況は前方スクリーンでご確認ください。

今回の手続きに至った理由でございますが、前所有者であった申出人の父親が1940年代から栗を栽培し、竹が入り込んだ後は筍を出荷していたものの作業過重となり、廃園の後に檜を植林され、その後、平成17年に父親が死去して、申出人が相続するものの、現在は高木が繁茂し森林の様相を呈しているため耕作が困難であり、農地として利用する見込みもないため、当該手続きに至ったものです。経過年数を踏まえ、非農地との判断はやむを得ないものと考えられます。

以上でございます。ご審議の程、よろしくをお願いします。

議長

それでは、番号2について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

議案説明書のとおりです。現場を確認しております。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。番号2につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

はい、●●委員さん。

●●委員

非農地ということですが、地目は山林に変更するのでしょうか。

事務局

そのように伺っております。

●●委員

表示登記するとなるとかなり費用がかかると思います。他に利用する目的があるのかについて、現場に出向いて確認することが大事と思いますが、こういう案件が毎月出てくるので確認してみたいと思っていましたが、特別な目的があるということではないでしょうか。

事務局

特別な他の目的があるということではないようです。

●●委員

分かりました。

議長

他にございませんでしょうか。県下的に植林というのは多い状況で、20年で非農地として地目変更するというのは増えております。

議長

無いようでしたら、番号2について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号2について承認いたします。

議案第119号伊予市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議案第 119 号 伊予市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定に基づき農業委員会の意見を求める。

番号 1 について事務局の説明をお願いします。

事務局

番号 1 申出人は、双海町上灘●●、土地の所有者及び所在地は、双海町上灘●●さん（101 歳）、双海町上灘●●、地目は田、計画変更に係る登記面積は●●㎡、露天駐車場として利用するための計画変更となります。

議案説明書は 7 ページ上段をご覧ください。また、申請地の状況は前方スクリーンでご確認ください。

今回の計画変更の申出に至った理由でございますが、近年、当該寺院への自家用車による参拝者が増加し、現有する駐車場では対応が困難となったことによるものであります。現在は近隣住民の協力により空地进行を駐車場所として対応している状況であり、それらを解消すべく専用駐車場を確保するものです。農振計画の変更に係る農振法第 13 条第 2 項の規定に基づく各要件を確認済みであり、また、農地の広がりがない第 2 種農地と判断され、農地転用基準の判断からも当該計画変更は問題ないと考えられます。

以上でございます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

それでは、番号 1 について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

亀岡農業委員

土地所有者の●●さんとはご高齢のため農作業が困難で、また、後継者もないことから、お寺にこの土地を寄付したいというお申し出があり、今回、お寺の専用駐車場としての活用をすべく申請されたものです。事務局の説明のとおり、問題ないと思います。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。番号 1 につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

（質疑なし）

議長

無いようでしたら、番号 1 について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号1について承認いたします。
続いて番号2について、事務局の説明をお願いします。

番号2 申出人は西予市宇和町 ●●、土地の所有者は、灘町 ●●さん(●●歳)、所在地は上吾川●●他●●筆、地目は畑、計画変更に係る登記面積は合計●●㎡、露天資材置場及び露天駐車場として利用するための計画変更となります。議案説明書は同じく7ページ下段となります。また、申請地の状況は前方スクリーンでご確認ください。

今回の計画変更の申出に至った理由でございますが、申出者は解体工事業者を営んでおり、近年、伊予市、松前町、松山市地域からの受注が増加しているため、事業効率化のため令和2年に申請地に隣接する雑種地を取得し、露天資材置場及び露天駐車場として利用しているものの、事業拡大に伴い既存の資材置場が手狭になったことから、隣接する申請農地を利用すべく今回の申請に至ったものです。

なお、農振計画の変更に係る農振法第13条第2項の規定に基づく各要件を確認済みであり、農地の広がりがない第2種農地と判断され、農地転用基準の判断からも当該計画変更は問題ないと考えられます。

以上でございます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

それでは、番号2について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

申請地の隣で●●が既に資材置場として確保しており、申請地は手付かずの状態であったため、今回申請に至ったものです。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。番号2につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号2について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号2について承認いたします。

続いて番号3から番号7については関連性がございますので、一括で事務局の説明をお願いします。

番号3～番号7 申出人は、東京都世田谷区●●、所在地は、●●以上5か所。登記地目及び面積は議案書に記載のとおりで、計画変更目的は、いずれも携帯電話基地局で、面積は4㎡です。議案説明書は8ページをご覧ください。また、申請地の状況は前方スクリーンでご確認ください。

今回の計画変更の申出については、いずれも、認定電気通信事業者である●●が、電波状況の品質改善のための中継施設を設置することによるものです。農地法施行規則第32条第16号の規定により認定電気通信事業者の中継施設の転用許可は不要となっておりますが、農振除外の手続きを要するため申請に至ったものであります。

なお、本日ご欠席の●●委員さんからは、番号7の件につき、特段の意見なしのご報告を受けております。

以上でございます。一括でのご審議となります。よろしくお願いいたします。

議長

それでは、番号3から番号7について、地元委員さんよりご意見がございましたらお願いします。

(意見なし)

議長

ありがとうございます。無いようでしたら、番号3から番号7につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号3から番号7について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号3から番号7について承認いたします。

報告第42号 農地法第4条第1項の規定に基づく届出を受理したので、次のとおり報告する。事務局の説明をお願いします。

事務局

報告第42号 申請人及び土地の所有者は、米湊●●(●●歳)、所在地は米湊●●、地目及び面積は、田、●●m²、農業用倉庫としての転用です。

以上でございます。

議長

報告第42号について、皆様からの御質疑はございませんか。

無いようでしたら、報告事項ですので次に進めます。

報告第43号 農地法第5条第1項の規定に基づく届出を受理したので、次のとおり報告する。事務局の説明をお願いします。

事務局

番号1、番号2 譲渡人は、米湊●●(●●歳)、所在地は米湊●●、地目及び面積は、いずれも田で、それぞれ●●m²と1.82m²、主に分譲宅地としての転用です。

続いて、番号3 譲渡人は、米湊●●(●●歳)、所在地は下吾川●●、地目及び面積は畑で、●●m²、分譲宅地としての転用です。

以上でございます。

議長

報告第43号について、皆様からの御質疑はございませんか。

無いようでしたら、報告事項ですので次に進めます。

その他

議長

令和4年度最適化活動の目標の設定等について、事務局の説明をお願いします。

事務局

令和4年度最適化活動の目標の設定等をご覧ください。今年度から目標の設定内容がいくつか変更になっております。1枚目は委員数、農業者の数、農地面積等で、実数を掲載するだけで内容も昨年までと変わっていません。

めくっていただいて、2ページのⅡ最適化活動の目標をご覧ください。1最適化活動の成果目標として、(1)農地の集積率が設定項目になっています。(2)目標の令和5年度に集積率69%が愛媛県の目標となっていますので、それに合わせて、今年度に41.6%、来年度に69%という目標を設定しています。続きまして(2)遊休農地の解消ですが、ここでいう遊休農地とは、昨年8月と9月に委員の皆様を実施していただいた、農地利用状況調査において△の印をつけて報告をいただいた面積になります。この遊休農地を解消していくことが目標になっています。

続きまして3ページ、(3)新規参入の促進についての目標は、新規参入者の人数ではなく、新規参入者にあっせんできる農地の面積が設定目標になっており、その面積は6.7haになります。

次の、2最適化活動の活動目標、こちらが、今回の変更で一番重要なポイントになります。

(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標、この推進委員等に伊予市は農業委員も含まれています。4月から、活動記録簿の提出を8日以上でお願いしているのはこの基準をクリアするためです。8日というのも、成果報告の時に落第点とならないための最低ラインになっています。

(2)活動強化月間の設定目標は、比較的活動の多い8月、9月、2月を設定しています。

(3)新規参入相談会への参加目標ですが、こちらも今回から新たに設定された目標です。今までも、新規就農者むけの相談会は県・市・JAが合同で実施していますので、今年からは、担当エリアに新規就農者がいる場合には、個別に参加をお願いします。現在把握している新規就農者予定者は、宮下・下三谷・稲荷の方がいます。

ご質問等がございましたら、よろしくお願ひいたします。

議長（会長）

事務局から説明がありましたが、これについて御質疑はございませんでしょうか。

（質疑なし）

議長（会長）

無いようでしたら、説明しました目標について承認いただける方は挙手をお願いします。

（承認）

議長（会長）

今年度はこの目標で進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、市議会産業建設委員会議員との意見交換会について、事務局の説明をお願いします。

事務局

お手元の資料をご参照いただければと思いますが、7月27日（水）次回の総会後に開催いたします。会場はこの場所となります。内容については、開会の後、中山と南伊予からの事例発表の後、意見交換を行い、全体で1時間30分程度を予定しております。

議長（会長）

ご意見はございませんか。コロナ禍でございますので、議会の方へも説明した上で、一応、意見交換会のみで開催ということとしております。

続いて、農地法違反事例に関する報告がございます。事務局の説明をお願いします。

事務局

現状ではまだ全貌をお話することができませんので、発生状況など簡単にご報告させていただきます。5月24日（火）に●●委員より通報を受けて、違反転用疑いの事案を把握し、事実確認について関係当事者への出頭要請を行い、聞き取りを行ったものであります。県の中予地方局とも情報を共有し、粛々と対応を進めているところです。進捗状況については、次の総会でもご報告させていただきます。

議長（会長）

現時点では詳細を申し上げられませんが、このような事案があるということでございます。地元でも違反転用疑いの事案がございましたら、事務局へご連絡いただければと思います。その他は。

事務局

※視察研修に参加される委員向けの説明

※意見交換会に関する事例発表依頼についての説明

無ければ、

次回は7月27日（水曜日）午後1時30分より、この会場で開催します。

次回の議事録署名人については、

「16番 ●●委員」

「17番 ●●委員」

を予定しておりますので、併せて、宜しくお願い致します。

事務局

以上をもちまして、第 24 回 伊予市農業委員会総会の閉会を宣言致します。

藤岡会長におかれましては、適切な議事進行ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、慎重なご審議ありがとうございました。

(午後 2 時 51 分 閉会)

年 月 日

議 長

議事録署名人
